

Title	帝国議会多数派の成立と七月危機：ワイマール共和国成立前史についての一考察
Sub Title	Die Entstehung der Reichstagsmehrheit und Juliskrisis
Author	米田, 治(Yoneda, Osamu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.1 (1965. 6) ,p.49- 74
JaLC DOI	
Abstract	<p>Am Nachmittag des 6 Juli 1917 versammelten sich 17 Abgeordnete, Vertreter der Fraktion der Fortschrittlichen Volkspartei, Mehrheitssozialdemokratie, des Zentrum und der Nationalliberalen, im Hauptausschusszimmer des Reichstagsgebäudes, um über ein gemeinsames Vorgehen ihrer Parteien in den Fragen der Kriegszielpolitik und innenpolitischen " Neuorientierung" zu verhandeln. Diese erste Sitzung des interfraktionellen Ausschusses begründete die Zusammenarbeit in der Reichstagsmehrheit, die als Mehrheit der Friedensresolution in die Geschichte eingegangen ist. Diese Reichstagsmehrheit blieb bis zur Novemberrevolution erhalten. Selbst nach der Ablosung des parlamentarische Kabinetts des Prinzen Max von Baden, durch die sozialistische Regierung der Volksbeauftragten machte sich ihr Einfluss teils latent, teils off en weiter bemerkbar. Damit darf die Weimarer Republik von 1919 als direkte Nachfolgerin der Reichstagsmehrheit, der beiden letzten Kriegsjahre und der 6 Juli 1917 als ihr eigentlicher Geburtstag gelten. In dieser Sicht, unter dem Titel "die Entstehung der Reichstagsmehrheit und die Julikrisis" wird hier ein Gegenstand behandelt, der politisch-historisch ein Beitrag sein will zu den Versuch, die Entstehung des interfraktionellen Ausschusses als die Vorgeschichte der Weimarer Republik zu auffassen. Denn zweifeilos kann die Wichtigkeit des interfraktionellen Ausschusses in dem historischen Prozess der Parlamentarisierung Deutschlands im Kriegsjahr 1719-18 als Rechtfertigung gelten.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19650600-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

帝国議会多数派の成立と七月危機

——ワイマール共和国成立前史についての一考察——

米 田 治

序

K・D・エルトマンが現代史季刊誌において「歴史学の問題としてのワイマール共和国の歴史」を書いたとき、ワイマール共和国の歴史の研究課題として、(1)共和国の成立段階、(2)共和国の最終段階、即ち大統領内閣の時代とその憲法史的根源、(3)内政上の発展とヴェルサイユ条約から生じた重圧との関連との問題、以上三つのテーマを指摘した。⁽¹⁾そして(1)のテーマに言及して、アルツール・ローゼンベルクの名著「ワイマール共和国の成立」のテーゼに触れ、社会革命が未発に終わったが故に、ワイマール共和国はその成立の当初から没落せねばならぬ必然性を担っていたとのローゼンベルクのテーゼ⁽²⁾を批判して、「ワイマール共和国とは社会主義者と保守主義者との目的同盟 (Zweckbündnisse) の産物である。ワイマール共和国が社会革命によつて基礎づけられていないが故に、この共和国が没落したのだとのローゼンベルクのテーゼは誤りである。何故なら逆に社会革命の失敗そのものが、ワイマール共和国が一定の歴史現象として誕生するための予定条件であったから⁽³⁾」と述べる。エルトマンにとつてはかようなテーゼは一定の歴史的信念の、歴史的事実に対する政治的註釈ではあるが、歴史的解明ではないのである。

ワイマール共和国における社会革命の未発、それはワイマール共和政における民主化の未熟さを示すものとするなら、

それは又テドール・エッセンブルグがワイマールデモクラシーに対して下した「即興的デモクラシー」との性格規定でもあろう。エッセンブルグの主張の要点は次の通りである、「ビスマルク憲法に対するワイマール憲法の特徴は、政府に対する議会のコントロールに存する。しかしかような議会主義化は革命後にはじめてなされたのではなく帝政ドイツにおいて、一九一八年十月に突然軍部の強い要請によつて、休戦条約に入るための前提として殆んど強制的になされたのであり、議会の権力掌握は議会内外の民主化運動が広く深く進行した結果ではなかつた。」⁽⁴⁾それ故に即興性なのであり、そしてエッセンブルグは共和国成立当初のデモクラシーの即興性と共和国の終りのデモクラシーの挫折とを継起する諸事件の因果系列で結びつけるのである。

ローゼンベルクのテーゼにしる、エッセンブルクのテーゼにしる、又前者に対するエルトマンの批判にしる、何よりもドイツにおけるデモクラシーの成立を具体的な歴史的事実において理解することが肝要であらう。かような観点に立つてワイマール共和政成立基盤を求めて大戦末期のドイツの内政の発展に眼を注ぐとき、我々は一九一七年中葉から帝国議会において中道左派政党を連ねた一つの政党グループの民主化の動きを看取する。それが帝国議会多数派とよばれる政党グループであり、この多数派の成立過程が、就中この多数派の統一行動の核心をなした多数派合同委員会(Interfraktionelle Ausschuss)の成立過程が今ここで私が取上げようとする課題である。

それではこの多数派合同委員会とは何であるか。一九一七年七月六日の午後、十七名の帝国議會議員、即ち中央党、進歩党人民党、多数派社会民主党、国民自由党の代表者達が戦争目的と内政上の新政策(Neuorientierung)に関する各政党の統一行動を討議するため帝国議会予算委員会室に集つた。この院内での超党派の委員会の第一回の会議が平和決議の多数派として歴史に登場した帝国議会多数派の基礎をなすものであつた。この委員会は参加諸政党を結びつけ、議会の意志を結集しそれを代弁して政府に働きかけ、しばしばその意志を貫徹し、制度的に非議会主義的であつた当時において一

種の議会主義的機能を果していた。そしてこの委員会は参加諸政党間の矛盾対立にも拘らず一九一八年十一月まで存続し、革命時にも人民委員会政府に影響をあたえ、ワイマール連合につながる。それ故この多数派合同委員会の直接の後継者がワイマール連合政府であり、多数派合同委員会の成立した一九一七年七月六日にワイマール連合が成立したとも言い得る。⁽⁵⁾ 又一九一八年十月における、マクス・フォン・バーデン内閣の下での憲法改正、責任内閣制への移行が、ビスマルク帝国の憲法史的発展の終着点と考えるなら、多数派合同委員会の構造と機能はビスマルク憲法に基礎を置く立憲王政からワイマール共和政の完全な議会主義に到る過程の過渡的位置を占め、この両者をつなぐ懸橋という歴史的役割を果していた。それ故多数派合同委員会の性格を、奇妙な表現ではあるが半議会主義(Halbparlamentarismus)⁽⁶⁾と規定し得よう。かように考えるとき帝国議会多数派がワイマールデモクラシー成立に対して有している重要な意義は明らかである。それ故この多数派合同委員会の歴史的検討はローゼンベルクのテーゼにもエッシェンブルクのテーゼにも何らかの若干の光が投ぜられるかもしれぬ。以下多数派合同委員会の成立過程を吟味して行きたい。

本 論

ドイツの政治の民主化の問題、それは何も第一次大戦の時期にはじめて生じたものではない。成程エッシェンブルクと言う如く「大戦勃発に到るまで政治の領域において学問の領域においても、憲法の民主的發展の問題を官憲国家から人民の国家(Volkstaat)への変革の問題を、現実的根本上に法的社会学的側面から考え抜き準備した労作は一つとして提起されなかつた⁽⁷⁾」かもしれぬ、更に「又窮極目標がビスマルク帝国の民主化であり、この目的をプロパガンダの全手段を用いて民衆の中に入り込み、この民主化の実現を制度の枠内での戦術で獲得しようとする目ざした純粹に民主的政党は、又は憲法の民主的發展という主目標を抱いた超党派運動は存在しなかつた⁽⁸⁾」かもしれぬ。しかしドイツの政党の民主化の

運動、それをマイネッケの言う如く「我々がこの二・三十年間において体験している経済的生活の巨大な変化、恐しい程の大衆の増大に国家組織社会組織が適応せんとする努力⁹⁾」であり、ビスマルク憲法を新しい事態に適するよう改革しようとの努力であるとするならば、そのような努力は多くなされた。だが一九〇八年のデーリーテレグラフ事件もビューローブロックの成立と崩壊も、又ツアーベルン事件によつて惹起された帝国議会内外での危機もビスマルク憲法発展上の転換点とはならなかつた。決定的なことは帝国議会がドイツ帝国の政治に根本的影響をあたえることができなかつたということであつた。即ち「民主的附加物を有する王朝口家」(monarchischen Staat mit demokratischen Zusatz)とよばれる半封建的絶対主義的なビスマルク帝国の民主的附加物たる帝国議会が政治的¹¹⁾にも法的にも発展能力を有しているかどうかの問題、これがドイツ民主化の核心であり、これがネガティブであり続け、「政府がある政策を取ることが帝国議会は妨げ得たが自ら独自の政策を打出し実行することができなかつた」ということ、これが決定的なことであつた。

民主的附加物にすぎない帝国議회를単なる附加物以上のものにする¹²⁾こと、即ち帝国議会の議会主義化と並んで民主化のもう一つの問題は、プロイセン下院の三階級選挙法の改正であつた。ドイツ帝国の最高立法機関である連邦参議院における優位をビスマルクの憲法によつて保証されているプロイセンがその下院議員を三階級選挙法―それは保守派のプロイセン下院における優勢を確保するための選挙法であるが―によつて選挙していることは、プロイセンにおける保守派の支配を永久化し、ひいてはドイツ帝国における保守派の支配を永久化するものであり、これもドイツ民主化のための重大な障¹³⁾碍をなすものであつた。

世界大戦が勃発するや帝国議会の諸政党間に城下の平和(Burgfrieden)が成立した。これはだが一時的にのみ内政上の矛盾を、ビスマルク憲法と現実の政治生活社会生活との間の矛盾を隠蔽し得る程のものでしかなかつた。開戦当初の八

月一日の「予はもはや政党のあるを知らない、たゞドイツ民族のあるを知るのみ」⁽¹³⁾とのカイザーの演説の一見驕慢な強がりにも、今始つたばかりの、生存をかけた斗争が内政上の矛盾に及ぼす悪影響への懸念が示されている。

一九一六年の秋、戦争目的とUボート作戦の実施をめぐる惹き起された論争はこの「城下の平和」(Burgfrieden)が如何に脆いものであつたかを証明している。同時に、長期化する戦争による疲労、民衆の力の枯渇が目立ち始め、それは労働者階級の急進化の増大と社会民主党の多数派社会民主党(以下SPD略記)と独立社会民主党への分裂をもたらした。⁽¹⁴⁾他方では戦況の悪化とも奇跡を待望する世論の圧力によつてタンネンベルヒの英雄ヒンテンブルグとルーデンドルクが民衆の偶像として一九一六年八月参謀本部に迎えられた。将校及び軍事首脳部の人事権は皇帝のみが有するのであるが、皇帝の反対を押し切つて世論に対する考慮からこの重要な人事交替が行われたという事実は、⁽¹⁵⁾戦争によつて解き放たれ促進された民主化の過程の一面を示している。しかしそれはこの場合民主的意味における憲法改正への推進力となつたというより逆に保守派の牙城である最高統帥部(OHLと略記)に事実上最高権力が移るのを促進したのだつた。OHLは独裁的権力を握り、民主化運動の最大の敵として、帝国議会多数派の最大の敵となるのである。⁽¹⁶⁾

戦争によつて解き放たれ促進された民主化の趨勢は一九一六年十月、帝国議会の重大な権限の拡大となつて現れた。帝国議会の予算委員会が拡大強化せられ、停会中も外交上の諸問題や戦争に関して勧告を行うため開かれ得るものとなつた。そのことは帝国議会が外務省の予算について勧告し得るのみならず、外交政策についても自らの態度を表明し得る常設的機関がつくられたことを意味する。⁽¹⁷⁾予算委員会の第一委員会(Hauptausschuss)への移行は、一次の二年間に証明される如く—議会主議的政府への発展を示していると言つてよい。⁽¹⁸⁾

以上の如く権力の両極的發展—一方ではOHLへの権力の集中、他方では帝国議会の権限の拡大—は既に一九一六年の後半に始つていたのであるが、この両極的發展に内在する矛盾はこの当時ではまだ十分に明らかでなかつた。何故ならこ

の当時は戦争目的問題においても無制限潜水艦作戦の問題においても帝国議会の諸政党とOHLとの見解は大体一致していたから。⁽¹⁹⁾しかし事態の進展は両者の矛盾を露呈せしめ、この両極的發展は一九一七年には加速度的に進行して行く。

一九一七年も国内状況の顕著な險悪化で以つて始まる。その主たる原因は食糧事情の窮迫にあるが、これに加えて一九一六年十二月十二日のドイツ側の和平提案に対する連合国側の拒否、二月の無制限潜水艦作戦の実施、アメリカ合衆国との国交断絶等がヴェルダン、ソンムの両戦斗に影響を及ぼして、国内の矛盾の尖鋭化を促進した。⁽²⁰⁾

危機の切迫を感じ取り、労働者大衆の急進化の増大を喰止めるため、帝国宰相ベートマン・ホルヴェークは二月二十七日帝国議会において内政における新政策の必然性を力説したが、⁽²¹⁾更に三月十四日プロイセン下院にて次のような演説を行っている、「戦争の体験から生じたあらゆる結論を、決然として我々の政治生活の全問題に、労働法に選挙法に、全ドイツの邦議会の規則において引き出そうとしないなら、我々はその結果を見通し得ない国内の動揺に直面するであろう。私はかような動揺の負いたくないのだ。」⁽²²⁾

しかしこの言明は内政改革一辺倒の姿勢をそのような政策の実施の開始を意味するものではなかつた。彼にとつて重要なのは左右両勢力の安定であり、バランスを取ることであつた。彼は戦争終了後に新政策が行われるであろうと語りそのことを真面目に考えていたとしても国内の崩壊の進行を止めることはできなかつた。彼のこの演説中にもたらされたロシア革命勃発の報道は新要素が外部から入り込んだことを意味し、ロシア革命がその後数ヶ月間に内政上の発展にあたえた影響は測り知れない程大きかつた。⁽²³⁾保守党を除く全政党は、もはや内政改革を戦後にまで延期することは不可能であり、何らかの改革が即時なされねばならぬとの確信を抱かざるを得なくなつた。三月末帝国議会において現行憲法の改正を審議するための憲法委員会の設置が圧倒的多数で決議せられた。⁽²⁴⁾「ロシア革命は今までドイツにおいて戦争の三ヶ年をかけても達成し得なかつたものを達成した。ドイツの改革が急に議事日程に上つた」⁽²⁵⁾のである。

四月初め食糧配給量の減少の実施によつて生じた国内の不安を緩和し、民衆の政府に対する信頼を新しく振り起そうとして、ベートマン(26)はホルヴェークはカイザーに復活祭布告(Osterbotschaft)を出さしめた。この布告は三階級選挙法の改正を約束しているが不徹底なものであつた。ベートマンは戦時中という重大時期に複雑な帝国憲法の構造に重大な変革を行うことは危険であり不適當だと考えていた。それ故彼は憲法委員会の活動にも制限が加えられねばならぬと信じた。(27)しかし憲法委員会は五月二日に開かれるや、帝国政府は帝国議会に責任を負うべきであり、皇帝の統制権も帝国議会に責任を負うべき事項であるとの、進歩人民党、中央党、国民自由党の共同提案が討論にかけられた。(28)

内政改革の拒否と勝利による講和―即ち領土併合主義を主張する軍部及び保守党の勢力と、内政改革と和解の講和を主張する帝国議会の多数派政党の均衡の上に立とうとするベートマンの路線は、彼が回想録で述べている如く、一方ではあまりに躊躇にすぎ、他方ではあまりに迎合的であるように思われた。(29)即ち一面では彼の態度は多数派政党に改革への期待を喚起するがそれは結局のところ多数派にとつては微温的なものにすぎず、他面復活祭布告をロシヤ革命に追従するものと看取しているOHLは、彼がOHLに広範囲に互つて譲歩しているにせよ、ベートマンの政策に反対せざるを得なかつた。

権力のOHLと帝国議会への両極的發展過程は一九一七年には顕著になつて行く。そしてこの両極の中間にある帝国政府は次第に権力と権威を喪失して行く。この過程の行きつく一つのメルクマールに帝国議会多数派の成立が達成されるのである。

内政改革即時実施への諸政党が動きが活発に見られるようになった一九一七年三月中旬頃から、多数派合同委員会に参加した諸政党がどのような動向を示したかを検討しよう。この場合検討の対象となる政党は、進歩人民党、中央党、国民

自由党、SPDに限定される。

先づ進歩人民党であるが、この政党はブルジョア政党の左派として、一九一〇年の統一綱領にも明白に指摘し得る如く、内政改革—プロイセン下院の選挙法を帝国議会と同様の選挙法即ち直接秘密普通平等選挙法に改正すること及び帝国議会の議会主義化—を最も基本的要求として主張していた³⁰⁾。そしてこのような主張は三月末における、憲法委員会の設置をめぐる討論及び五月二日の憲法委員会における進歩人民党の提案において明らかに看取されるのであるが、何よりもこの時期のこの党の基本的姿勢は、「…先づ第一に仲介的態度を取ることに努めた」とエッシェンブルグが特色づけている如く、諸政党の共同戦線、統一行動結成のために自らイニシアティブを取ることであつた。

進歩人民党のC・ハウスマンは三月十四日の宰相演説から、戦争目的及び内政改革問題に関する保守党との権力斗争が今や戦争の真只中において宰相の指導下に始つた³³⁾という結論を抜き出し、三月二十日の帝国議会進歩人民党所属議員の会議に、中道左派を指向した与党多数派—それにはSPDが中核にならねばならないが—を成立させるための前提条件を討論している。しかしそのためには国民自由党と中央党の進歩的分子の連繋がなされなければならない。彼は自らの手記で次の如く語つている。「議会における左派勢力の結成、その勢力、その洞察力、その影響力に祖国の正しい内政外交政策の唯一の保証がかかつているのであるから、進歩人民党の右と左に立つている政党、政治家の結合は、特にそれ〴〵異つた方針を有している労働者組織—中央党系の労働組合とSPD系の自由労働組合—との結合は等閑に附せられるべきではない³⁴⁾。」更に四月十日附テオドル・ヴォルフ宛の書翰には次の如く述べられている。「我々は、貴方も私も新しい統治方式を欲する。しかし我々とはともに政府がそれを贈物としてもたらすとは考えないであらう。…ドイツにおいて議会制を導入しようとの試みは、…俗物者流や官僚の伝統的な…議会政治への不信を別としても、そんなに簡単ではない。その試みは進歩人民党とSPDとの協力にかかつていることは確固としている。しかし待伏せしている保守党と中央党の保守派に直

面しては、シュトレゼマン、ユンク、シッフエルを貫く国民自由党左派勢力を基盤におくよう試みなければならぬ。……もし中道左派政党の提携が行われるなら……内政改革は自ら生ずるに違いない。」ハウスマンのこの構想の中心となるのはSPDと進歩人民党との提携であるが、中央党との結びつきは中央党内部の、キリスト教労働組合を牛耳る勢力との提携を通じて考えられている。そして戦争目的問題、即ち保守派の講和と領土併合主義に反対する無賠償無併合の講和の主張はこの構想には見られず、この点についてはあまり積極的でないように思われる。

国民自由党の動向について言うなら、その基本的性格としてはブルジョア的プロテスタント的立憲的・反封建的であり、ビスマルク憲法を支持する大ブルジョア政党であつた。しかし第二帝政下にあつて一八四八年の理念を發展させることを放棄し、反民主的となつて行つた。⁽³⁶⁾ それ故党の主流は保守党との提携へと傾いた。そこから生じた保守的な主流派である右派と自由主義的理念を保持し続けようとする左派との対立は、三階級選挙法によつて選出されたプロイセン邦議会のフラクと民主的選挙法によつて選出された帝国議会のフラクとの間に端的に見出される。即ち右派の中心はプロイセン下院のフラクに、左派は帝国議会のフラクに有力な代表者を有していた。⁽³⁷⁾ リヒトホーヘンを中心とする左派は汎ドイツ同盟の戦争目的——勝利の講和と領土併合主義——を拒否する一方帝国議会の議会議長主義化と三階級選挙法の改正をと見え、三月三十日の帝国議会において憲法委員会の設置を成功させたのもこの左派グループのイニシアティブによるものであつた。⁽³⁸⁾ それ故左派は反政府側に立ち、戦術的にはSPDに接近していたが、右派は汎ドイツ同盟の主流をなす保守党の側に立ち、シュトレゼマンを中心とする中間派はこの両者の仲介を試みていた。⁽⁴⁰⁾

かような国民自由党内の状況を最も特徴的に示すのは一九一七年四月九日附けのシュトレゼンが党首バッサーマンに宛てた書翰である。⁽⁴¹⁾ この書翰において彼は三月二十九日三十日の両日の帝国議会での帝国議会国民自由党のフラクの態度——ビスマルク憲法改正のための憲法委員会設置にイニシアティブを取つたこと——を擁護し、この態度を否定した党首

脳部に反対の見解を表明した。彼は都市での食糧事情の悪化、ストライキの頻発から論を進め、「事態を客観的に観よう」としないヴェストファーレンの紳士達(ヴェストファーレンの大企業家のこと―筆者註)を除く我々工業家仲間を未来に對する大なる憂で充しているかのような状況下にあつて、我々帝国議会のフラクは食糧事情にのみ向けられた考慮が政治的行爲にまで導かれねばならないとの確信に到達するのであらう。」この政治的行爲とは言うまでもなく、一九一七年三月二十七日帝国議会において彼が行つた有名な演説が述べている如く、三階級選挙法の改正と帝国議会の議会主義であつた。

「殆んど絶対王政とでも言うべき現在の統治制度よりもこの制度―議会主義のこと―の方がすぐれていると私が看做していることを別に私は隠し立てようとは思わない。それ故貴方が自分の論説―これは公表されなかつたバッサーマンの論文のこと―において議会主義に反対して現在の統治制度を正しいと信頼し、今日の統治制度がドイツに適した唯一の制度であると主張していることは、私には奇異に思われる。それはたゞ国民自由党が人民と議会の意向を考慮することなく帝国宰相を任命する独占的権限を、理論的に六千六百万人も国民を従属させ最後には国民を深淵へと導いて行く一人の男―ヴィルヘルム二世のこと(筆者註)―が一生涯その地位にとじまる可能性を、皇帝に賦与することだけを意味するのだ。」⁽⁴³⁾以上の如くシュトレーゼマンに内政改革問題については左派とともに積極的に推進しようとの姿勢を示していた。

しかし戦争目的については、彼は戦争中を通じて勝利の講和と領土併合主義に賛成していたことは多く述べられているところである。これについては彼の見解がOHLの見解と完全に一致するものであつたこと、そして彼がOHLと、特にルーデンドルフ將軍やその副官パウエル大佐と密接な親交があつたことは彼自身も承認している。⁽⁴⁴⁾そしてこのことは多数派合同委員会においてもしばしば主張している。⁽⁴⁵⁾

以上からシュトレーゼマンは内政改革においては左派に同調して右派を批判しつつも、戦争目的問題においては右派の側に立っている。だが彼が帝国議会の議会主義化はOHLの手によつて達成され得ると考えていたことを考慮に入れるな

ら、国民自由党の基本的動向はむしろ保守党に接近していたと看做してよいであろう。

戦争目的と内政改革の問題に対する中央党の態度は、この政党が立脚している異質的な階層の利害關係に制約されて極めて不統一あつた。カソリック教徒の利益擁護の政党として大貴族、大企業家から労働者農民に到るまでの全ての階層を網羅し、それ故統一的方針を打出すことは極めて困難であつた。大貴族大企業家の利益擁護の観点よりすれば保守党と一致し、現実にカソリック教徒が多数を占める地域においては中央党は三階級選挙法からむしろ利益を得ていた。⁽⁴⁷⁾だがカソリック教徒労働者の利益擁護の観点よりすれば、キリスト教系労働組合の組織を通じてSPDと統一行動を取り得る一面をも有する。そしてSPDが指導した反三階級選挙法斗争がキリスト教系労働者の間に多大の賛成を獲得したことは特筆すべきことであつた。⁽⁴⁸⁾

以上の如き基本構造から中央党にも国民自由党と同様の分裂性が生ぜざるを得なかつた。内政改革問題においては帝国議会のフラクとプロイセン邦議会のフラクとの間に緊張關係が存在していた。しかし戦争目的問題に関しては中央党の大部分は本質的に軍部保守党の多数派と一致していた。

しかし一九一七年の初頭以来一つの轉換が用意されていた。その轉換は党の主導的力を右派（主流派）より労働者農民を背景とする左派に決定的に移動させ、SPDと進歩人民党との提携を可能ならしめた。この轉換は左派の指導者エルツベルガーによつて一九一七年七月初頭に極めて急激に遂行され広範囲に互る影響を及ぼした。

⁽⁴⁹⁾エルツベルガーは開戦当初は領土併合主義的立場に立つて積極的に戦争に協力したが、次第にその見解を変えるようになる。その変化の原因は、彼が七月危機において果たした役割の大きさから言つても、その変化の急激さから言つても研究者にとつて重要な課題であるが、エルツベルガーについての綿密な研究を行つたK・エプスタインによると、次の五点が挙げられている。(1)戦況の困難さ、勝利の不可能さについて正確な情報入手とそれについての彼の適確な判断、特に全

国民期待の的であつた無制限潜水艦作戦が失敗に終つたこと(51)の確証をつかんだこと、(2)カソリック教徒としてオーストリアの宮廷との密接な関係からオーストリア降服の確実な情報を入手したこと(52)、(3)ローマ法王の和平仲介に彼の積極的な協力を法王から求められていたこと(53)、(4)次第に困難を増すドイツ国内の経済事情、食糧事情への配慮(54)、(5)SPDが国内事情の窮迫から次第に急進化して来た大衆の感情と独立社会民主党との角逐に押流されて、七月議会で戦争公債に反対投票することを妨碍し、SPDを反体制側へ移行させないため(55)の五点であつた。

SPDは、内政改革に関しては、改良主義か革命かの二者択一の問題があり、そして後者を取る立場の根強いことは言うまでもないが、それでも改良主義路線が党の基本綱領であるエルフルト綱領に明記され、その後第二帝政下にあつて改良主義方向へと進んで行つたことは多く研究において指摘されている(56)。

戦争目的については開戦当初から原理的には無賠償無併合の和解の講和の原則を保持していた。何故なら、社会主義政党として戦争へのSPDの協力は、この戦争が侵略戦争ではなく防衛戦争であるとの前提からのみ可能であり、この前提から無賠償無併合の和解の講和が当然帰結されるからである(57)。しかし開戦当初の「城下の平和」に拘束されてこれらの要求を明確に主張するのを避け、帝国宰相の曖昧な遁口上で満足していた。しかし戦況の悪化、民衆の不満の増大、独立社会民主党の圧力、ロシア革命の影響は「城下の平和」によつて拘束されていたSPDを逃れようのないディレンマを追い込んだ(58)。このディレンマから脱出するため、六月二十六日SPDの党委員会が開かれ、激論の後次の如き結論に到達した、即ち「帝国政府はペテルスブルグの労兵評議会の要請に対して明確にして決然たる態度を公表すべきであり、その態度に基いてSPDは戦争公債についての最終的態度を決定する(59)」にいうものであつた。ここで言うペテルスブルグ労兵評議会の要請とは戦争目的についての社会主義的見解即ち無賠償無併合講和の即時締結の要求を意味し、それ故にSPDの党委員会(60)の結論には、政府が戦争目的については無賠償無併合の講和の即時締結を、内政改革については三階級選挙法の改

正と帝国議会の議会主義に賛成するとの見解を明確にしない限り、七月議会に提案を予定されている戦争公債に反対する、即ち戦争に協力しないということであつた。

以上各政党の態度について一括して言うなら、内政改革については中央党の右派、国民自由党の右派に反対が存在し、又それ／＼の党において三階級選挙法改正と帝国議会主義化との何れに重点を置くべきか若干の力点の差違が存在するが、克服し得ぬ程大きいものではない。戦争目的に関しては明らかに無賠償無併合の和解の講和の立場を宣言しているのは党としてはSPDのみであり、その意味でSPDは孤立しているとも言い得るが、中央党にはエルツベルガーによる左派への党主導力の転換が用意されており、又進歩人民党はブルジョア政党左派としての性格から、多数派の結合を第一義的に考へ、媒介的機能へと向う傾向からも、この二つ政党とSPDとの提携の可能性は、見解の差違が存するにせよ、存在しないわけではない。しかし国民自由党は、左派が少数勢力であり、大勢としては保守党への傾斜が強く作用して多数派への参加は困難であつた。何れにせよこれらの政党間に存在して多数派の形成を妨げていた差違を克服して多数派の形成へと飛躍させたものは何か。一九一七年六月末から七月六日までの政府及び各政党の動きを辿りつつこの問題を更に追求したい。

六月二十六日の夕方、SPDの指導者、シャイデマンとダヴィードは宰相と会見し、その日のSPD党委員会の結論を伝達した。その会見についてのシャイデマン⁽⁶¹⁾の記録によると、「我々は我國民が直面している救いのない状況を印象深く語つたが宰相は我々の言を殆んど正しいとなし、我々の態度が全く首尾一貫したものであり、我々の観点よりすれば恐らく正当な唯一の態度であると語つた。……我々は宰相の言から彼が現在の状況を救い難いものと看做しているという印象をうけた。彼は声を低めて我々が本日の会見で述べたことを覚書にしたためて提出してくれるよう提議し、その覚書を自分分はOHLへ持参しようと思う、そしてOHLにおいて書面で以つて我々の訴え、提案を提示できるなら、もつと深い印

象を与えるであらうと語つた。そして彼は近日中にOHLに出発するから、その覚書を早く届けてほしいと語り、我々はそれを約束した。」

六月三十日帝国内相ヘルフェリヒとSPDの代表者との会見において、七月二日の帝国宰相と各政党指導者との会談において、SPDの代表は前記の覚書の趣旨を繰返し要請した。例えば六月三十日の会見についてダヴィードの手記は「シヤイデマン、エーベルトと私は内政政策においても講和政策においても大きく一歩踏み出す必要を提示し、然らざれば崩壊あるのみと語つた⁽⁶³⁾」とあり、シヤイデマンも、「次の帝国議会においてSPDが如何なる態度を取らうとするのか知りたいと内相が述べたとき、シヤイデマンが先づ口を切つて、我々の望むものは戦争目的の明確化、憲法改正の承認、政府の先導による三階級選挙法の改正であると述べた。それに対して内相は我々が指摘した問題の重要性を軽視しようとした⁽⁶⁴⁾」と記している。

七月二日の帝国宰相と各政党指導者との会談——この会談において、六月二十六日の宰相とSPD代表との会見においてSPD側が提示した党委員会の決定に対する帝国政府の、実質的に独裁的権力を握っているOHLの回答がなされたのであるが——についてダヴィードの日記は次の如く記している、「宰相は統一と鋼鉄の如き強固な神経の必要性を訴え、ペテルスブルグの講和方式については何も語らなかつた。彼は明らかにOHLは断固たる提案をなし得なかつたことは明らかである。……保守党を除く全政党の指導者⁽⁶⁵⁾の発言にはペンシズムが息づいている。彼らは内心においては我々の講和方式に近づいているように思われた⁽⁶⁶⁾。しかし彼らは戦術的動機を張く押し出すことによつてペテルスブルグの講和方式を声明することを拒否しようとした。私は長時間且つ印象深く語つたが機を失つた。運命はその針路を取つてしまつた。……私は強い調子で語つた、ここに政治化したOHLがあり、ここに議会がある、その間を右に左に宰相は動揺してゐると⁽⁶⁷⁾。」

宰相のこのような態度の動機は何であれ勿論彼の背後に立っているOHLの意向が強く作用していることは明瞭であるが、決定的なことは彼が内政改革についての各政党の要請を、SPDの講和方式の決定を回避したこと、そして回避以上のことを試みるであらうと推測を各政党の指導者に抱かせたことであつた。その間の事情は次の通りである。七月初頭、戦争公債発行の承認を得るため政府は帝国議會を召集した。だが全国的な緊張状態の下で行われる議會の審議過程から異常な事態の突発を懸念して、そのための予防措置として政府は出来るだけ会期を短縮し、激しい論争をひき起す可能のある議題をなるべく排除する⁽⁸⁶⁾とともに、予算委員会の討議には宰相自身出席せず、内相ヘルフェリヒ、海相カペッレ、外相ツインマーマンを代りに出席せしめた。これも「宰相自ら出席することによつて討論を大きくする⁽⁸⁹⁾」ことを避けようとの配慮からであつた。しかし政府の意図とは逆に全土に拡つて政府に対する不信の空気を強め、帝国議會が政府に対してイニシィアテイヴを生み出すのに好都合の状況が出現した。かような空気は急進左派の層ばかりではなく、SPDや、敗戦のことも考えることができず勝利をも期待できない民衆の大部分にも伝播して行つた。ブルジョア政党も政府の回避的な声明にはもはや満足できない程民衆の苦しみを感じ、不信の念に支配されていた。開戦以来四度目の冬が冷く民衆の上のしかかつていた。無制限潜水艦作戦の実施も反つて不安と疑惑の念を募らせていた。七月二日の帝国政府と各政党代表者に会議おける政党代表者のペシミスティックな発言―それらの発言からSPDのダヴィードは各政党の代表者達がSPDの講和方式に接近して来たと推察したのだが―から数日以内に帝国議會の眞の力が、ドイツ議會会史上前例のないような形で政府を帝国議會の決定に拘束させようとする新しい行為が創り出されたのはかような状況においてであつた。

状況が多数派形成へと如何に成熟していたかは七月初めの数日間のフランクフルト紙の論説がよく示している。七月六日―この日は七月危機のきつかけをなしたエルツベルガーの大演説の日であり、多数派合同委員会の成立した日でもあるが、―の朝刊の論説において次の如く述べている「…もし帝国議會が実際に仕事を行うなら、今までのように演説ばかり

してしないでポジティブなものを創り出そうとするなら、一つのことを、即ち確固たる行為を取らう決意した多数派を必要とする。議会が多数派形成の問題を解決し得ないという病気を戦前の帝国議会は患っていたのであるが、我々の内政全体もこの病気を患っていたのである。今や事態は異つたものとなる希望がある。保守党もそうなるよう助力するであらう、何故なら保守党は右翼を指向したどのような多数派の形成をも不可能にするから。それ故行動しようとする他の政党にとつて左派政党と行を共にする可能性しか残されていない。既に今年の五月に帝国議会は委員会や会議においてこのようなグループを生み出した。保守党は全体としては孤立するであらう。……吾々の欲することはすべて行動に移せないかもしれない。しかし手掛りだけはつくられねばならない。それが決定的なことである。何かを為そうと欲し、積極的な行動のプログラムで以つて結束し、その貫徹を主張する帝国議会多数派の形成こそ我々が必要とする第一の最重要な行動である。」⁽⁷⁰⁾

そしてこの論説の著者は H・デルブリュック、A・V・ハルナック、マイネッケ、トレルチらによつて署名されたベルリン大学の教授グループの声明を引合いに出して、三階級選挙法の改正を多数形成の核心においた。そしてこの多数派の形成は SPD と左派ブルジョア政党及び中道政党の内政上の統一行為の上に立ち、その強力な遂行を保証するものであつた。しかしこの論説では戦争目的問題における諸政党の統一行動は期待され得ないと考えられていた。

「今度の議会においても、帝国政府に無賠償無併合講和を公式に声明するよう要求することによつて、SPD は五月の議会の場合と同様孤立するであらう。……かような講和宣言を政府に迫ることは以前と同様今後とも誤りであると看做されるであらう。」⁽⁷²⁾それ故戦争目的問題をめぐつて SPD と進歩人民党、中央党、国民自由党との間に存する差違を如何に克服するかが多数派形成の試金石となるに違いない、たとえ内政上の要求において多少の力点の差違が存するにせよ、戦争目的問題に比すれば殆んど差違とは言えないものであるから。

七月三日(73)に七月議会が開かれた。中央党の左派の指導者エルツベルガーはこの日の予算委員会において演説を行つたが、この演説は質問演説の形をとり、現在の情勢の厳しさを指摘し、無制限潜水艦作戦の可能性について問うとともに、講和についての政府の明確な態度を表明させる目的で以つて講和方式について質し、政府の積極的な方策を要請した。この演説は質問演説として政府の意向を質し、それを引出す形を取つていてその限界を超えることはせず、帝国議会の積極的な意志を表明してそれを政府に強要することはしていない。だがこの演説にその内容において七月六日の彼の歴史的大演説の前触れをなすものであり、議会が自ら立ち、自らの意志を政府に貫徹しようとする以前の、政府の意向の最終的打診であつたとも言えよう。

これに対する政府側の答弁は、七月二日の宰相と各政党代表者との会議の経過からも推測できる如く不満足なものであつた。このような態度からエルツベルガーは次のような結論を抜き出した、即ち政府はSPDの警告をもエルツベルガーの警告をも重大なものとは認めなかつた。七月二日の会議での推測が今や現実となつた。それ故帝国議会は今や自主的に行動し、必要な場合には自らの見解を帝国政府はおしつけるべきであるとの結論を。

ここまで来ると後は一気に多数派合同委員会の形成へと進んで行く。エルツベルガーは翌七月四日進歩人民党のハウスマンと会い、戦争目的と内政改革に関する多数派合同委員会の設置を提案し、七月五日SPDのシューデクム及びコーエンロイスに同様の提案を行つている。シューデクムの手記によれば、その提案の骨子は次の通りである、「中央党からSPDに到る諸政党から十五名から二十名の代表者を結集し、もし政府がペテルスブルグ方式の講和政策を取るとの声明を出さないなら、我々は戦争公債を可決しないということ(76)を政府に対して声明するとともに、内政領域における必要な要求も行うべきである。」

この提案に対して進歩人民党は七月五日に党フラクの会議を開き、「多数派のための各党間の話合いに関しては党幹部

に一任する」との決定を満場一致で承認した。⁽⁷⁷⁾ 七月六日午前中に進歩人民党の幹部パイアーは国民自由党のシィッフアー SPDのシャイデマン、中央党のシューパーンに連絡を取り、その日の午後 SPD、進歩人民党、中央党、国民自由党の代表者会議を開くことが申し合わされた。⁽⁷⁸⁾

エルツベルガー提案に対する SPD の態度は原則的には彼の提案を承認しつつも、中央党及びエルツベルガーに対する不信任感が強く支配し、⁽⁷⁹⁾ 懐疑的態度を取らせた。例えば SPD の帝国議會議員ハイネはこの微妙な不信任感を次の如く表明している、「…その提案には我々賛成はできても拒否はできない。エルツベルガーは信頼のおけない人間だ。我々を拒否するように使喚して然る後に自ら撤回するのがエルツベルガーにふさわしい。我々はこのような連中を心から信用できない。だから警戒せねばならぬ。我々は中央党と提携しようとの望みを有しない。」⁽⁸⁰⁾ ダヴィードも同様に懐疑的であった。だが懐疑的態度で終始するならば SPD が孤立する危険を、又事態が極めて切迫したものであることをも承認せざるを得なかつた。⁽⁸¹⁾

しかし SPD のこの不信任は七月六日朝、エルツベルガーが予算委員会において行つた有名な演説、「政府を弾劾し、和解の講和を準備し、併合主義的講和に反対する決議を通過させることを帝国議事に要請した」⁽⁸²⁾ この演説によつてやつと除去された。

この演説が広く衝撃をあたえ、議会内の情勢を一新させ、七月危機とよばれる政変をひき起したことはよく知られている。その異常なまでの作用は次の叙述が極めて鮮かに表現している、「未だかつて、かくも明白に生々しい現実を表現した人はなかつた。大多数の人々が感じていたが公然と語る勇氣のなかつたことが、今眼前において簡明直截に述べられたのだ。今ここで行われたことは、左翼の人々にとつては一種の破産宣告であり右翼の人々にとつては一種の神聖冒瀆であつた。政府にとつてはそれは究極的には殆んど比類のない打撃であつた、何故ならそこには引証すべき新事実もなければ

ば、慰めもその力がなかつたからである。⁽⁸³⁾」

エルツペルガーの演説の異常な程生々しい印象下に多数派合同委員会の第一回の会議が七月六日の午後開かれた。それは帝国議会多数派の成立とその統一行動の開始であり、帝国議会と政府との間の関係に新しい時期を劃するものであった。

結 論

以上帝国議会多数派の、その中核をなす多数派合同委員会の過程の成立過程を辿つて次のような結論を抜き出し得るであらう。

(1) 帝国議会多数派の成立に果したエルツペルガーが果の役割を過大視することはできない。そこには状況の成熟がその基盤にある。しかし彼のインニシアティブが起動力的役割を果たしたこと、そしてこの役割の重要であつたことも認めねばなるまい。

(2) 多数派成立への導いた最重要な要因は帝国政府の曖昧な回避的な態度とその脊後にある軍部の強硬な保守的態度が挙げられる。

(3) 多数派の眞の敵は帝国政府であるよりはむしろその脊後の軍部であり、多数派の改革運動とその帰趨はこの眞の敵と如何に斗うかにあることが暗示されている。

(4) 多数派内部にさまざまの矛盾対立が字在し、それが多数派の勢力を弱めていたこと、特に国民自由党の曖昧な態度は後年のワイマール連合の内部的欠陥を予言している。

これらのことを指摘した後も、冒頭に挙げたローゼンベルクのテーゼ、エッシェンブルクのテーゼに対して何かを主張し得んがためには、帝国議会多数派の多数派合同委員会の歴史的過程の全貌を把握しなければならぬであらうし、更に

又、第二帝政からワイマール共和国の終滅に到る歴史の広範囲な研究が必要であらう。多数派の成立過程を辿った本研究はそれの序論でしかないのである。この序論の上につくり上げられるべき本論は今後に期したい。

註

(1) K. D. Erdmann; Die Geschichte der Weimarer Republik als Problem der Wissenschaft. Vierteljahrshft für Zeitgeschichte, 3 Jahrgang 1 Hft, S. 6.

(2) エルトマンは、ローゼンベルクのテーゼ即ち、ワイマール共和国がその成立当初から没落しなければならぬ必然性を有していた理由として、(a)社会未発に終った、(b)保守派王党派が後楯としていた経済的国政的体制が何ら破壊されないままであった。(c)大土地所有制が破壊されず、(d)鉱業鉄鋼業が国有化されず、(e)官僚制がその地位を保持し続け、(f)軍事的崩壊の際存していた軍隊を革命的基盤の上に再形成しようとする機会が無駄に逸せられたの五つの点をあげている。

(3) Erdmann, a. a. O. S. 7-8
 (4) Erdmann, a. a. O. S. 9. Theodor Eschenburg: Die improvisierte Demokratie, 1963.
 (5) Quellen Zur Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien. Erste Reihe, von der Konstitutionellen Monarchie zur parla-

mentarischen Republik, Bd. I/1 Der interfraktionelle Ausschuss (D.I. A と略) 1917/1918, XI. 又 Erich Eyck 氏の著 Geschichte der Weimarer Republik, 1959. S. 13 以下及び「ワイマール共和国の歴史はドイツ帝国の崩壊から始り、この崩壊は一九一七年七月十二日の帝国宰相ベートマン＝ホルヴェークの罷免より始まる」と述べているのはほぼ同様の趣旨である。

(6) K. Epstein: Der interfraktionelle Ausschuss und das Problem der Parlamentarisierung 1917-1918. Historische Zeitschrift 191. Bd. 1960. S. 564.
 (7) T. Eschenburg: a. a. O. S. 26.
 (8) a. a. O. S. 20.
 (9) F. Meinecke Politische Schriften und Reden. Werke II. S. 49.
 (10) Eschenburg, S. 12. ハンニハムブルグはこの表現を Werner Näf. Die Epochen der neueren Geschichte. Bd. 2. 1946. S. 266 以下に用いている。
 (11) コスマルク憲法下における帝国議会は直接、秘密、平

等、普通選挙による選挙法を有していた。選挙法はその当時では最も進歩的なものでありながら、帝国議会の機能は極めて制限されて事実上予算審議権のみであり、実質的には連邦参議院に従属していた Cf. Eschenburg, S. 12. 村瀬興雄「ドイツ現代史」一〇二頁及び一〇四頁以下、

(12) Cf. Eschenburg, S. 13. 村瀬興雄、一二二—一二八頁、

(13) Eschenburg, S. 29.

(14) 社会民主党が多数派社会民主党と独立社会民主党 (USPD) に分裂したきっかけをなしたのは、一九一五年三月、帝国議会を会議において三十名の SPD の議員が予算案に反対投票をなし、更に一九一五年十二月二十名の議員が戦争公債に反対投票をなしたことであった。しかしこの時は分裂しなかつた。しかし一九一六年三月帝国議会で政府の緊急予算に反対の発言をなしたハーゼの行動とそれの同調者に対する除名が行われた。このグループは直ちに院内で Sozialistische Arbeitsgemeinschaft を結成し、これが一九一七年に正式に USPD となった。この間の事情は A. J. Betlau, The German Social Democratic Party 1914-1921. 1949. P. 143-146 に詳しい。

(15) Th. von Bethmann Hollweg, Betrachtungen

帝国議会多数派の成立と七月危機

Zum Weltkrieg II, 1922, S. 45. 「ヒンデブルグ元帥はタンネンベルヒの戦によつてドイツ民衆の渴仰の生けるシンボルとなつた。……彼のみが全戦線において包囲されている我々を勝利へ導き得るとは国民の信仰であり確信である。もし彼に我々の軍事的運命を委ねないなら民衆は騙着されたと思うであろう。この時の心理的意味は巨大であつた。私は一九一六年の夏のことを皇帝にはつきりと持ち出したのであつた。」

(16) Eschenburg, S. 21, A, Rosenberg. Entstehung der Weimarer Republik, 1961. S. 115.

(17) D. I. A. XIII.

(18) D. I. A. XIII.

(19) この時期のブルジョア政党の、OHL に対する態度の典型として一九一七年十月七日の帝国議会予算委員会における中央党フラクの声明を指適し得る (この委員会を Rosenberg: Entstehung der Weimarer Republik, S. 130 にあつて誤つて十月十六日と記してゐる)。即ちその声明によれば、「戦争遂行の政治的決定に関して帝国議会に対しては帝国宰相のみが責任を負う、その場合帝国宰相の決定は実質的に OHL の決断を支持せねばならぬであろう。その決定が無思慮な無制限潜水艦作戦の遂行にとつて有利であるなら、帝国議会の賛成を宰相は確保し得るであろう。」

ローゼンベルクはこの声明を註釈つけて、「この声明はルーデンドルフ將軍の独裁を肯定するための典型的な定式である、その場合中央党の法学者達は帝國宰相は政治的決定に責任ありとなして外面的にビスマルク憲法を維持しようとするが、しかし宰相はいつもOHLの意のままになるに違いない。それ故宰相はOHLの一機関になり、帝國議會に責任を負わないOHLが最高権力たり続けるであろう。」(Rosenberg, 3. 130) つまり中央党は形式的には現行憲法に抵触しないように実質的には軍部の独裁を承認したのである。保守党は勿論、国民自由党もUボート作戦とOHLの独裁には賛成であり、進歩人民党も他のブルジョア政党から離れようとは欲しなかつた。それ故、この当時はSPDのみがこの点については決定的に反対の立場をとつてゐた。

- (20) Fritz Fischer, *Griff nach der Welt. Die Kriegszielpolitik des Kaiserlichen Deutschland 1914/1918*, 2 Aufl. 1962, S. 419.
- (21) D. I. A. XVI.
- (22) ebenda XVI.
- (23) このロシア革命の影響については F. Fischer, S. 420 以下、Rosenberg S. 135 以下を参照。
- (24) この委員会の第一回の會議は五月二月、SPDの指導者 Ph. シャイデマンを議長として開かれた。

- (25) Rosenberg, S. 137
- (26) 何故なら、三階級選挙法を廃止して直接秘密投票を約束しているが、平等選挙法を約束していない。Rosenberg, S. 140.
- (27) Bethmann, II, S. 182.
- (28) Ludwig Bergsträsser, *Geschichte der politischen Parteien in Deutschland*, 1960, S. 230. この憲法委員会の結末については Rosenberg, S. 139. を参照。
- (29) Bethmann, II, S. 174.
- (30) 一九一〇年の統一綱領の第一に諸邦の邦議會の選挙法を帝國議會と同じ選挙法に改革すること及び帝國議會の議會主義化が主張されてゐる。Wilhelm Mommsen, *Deutsche Parteiprogramme in Deutschland*, 1960, S. 173-174.
- (31) Rosenberg, S. 138.
- (32) Eschenburg, S. 32.
- (33) D. I. A. XVIII.
- (34) D. I. A. XVIII.
- (35) Ibid.,
- (36) Eschenburg, S. 18.
- (37) Rosenberg, S. 138.
- (38) ebenda, S. 103.

(39) edenda, S. 138.

(40) edenda, S. 103.

(41) D. I. A., XIX

(42) Mommsen, Deutsche Parteiprogramme, S. 405-

411. S. 408-411.

(43) Annelise Thimme, Gustav Stresemann, 1957.

S. 27.

(44) edenda, S.24.

(45) D. I. A., S. 9

(46) Rosenberg, S. 152.

(47) edenda, S. 44.

(48) edenda, S.44.

(49) Cf. Klaus Epstein, Matthias Erzberger and

the Dilemma of German Democracy, 1959. p. 96-

117.

(50) ebenda, p. 185-190. K. Epstein はこの研究書にお

いてエルツベルガーの見解の変遷を彼の遺稿や未公刊の資料を利用して探求し、殆んど確定的とも考える判断に到達している。

(51) この情報の入手とはその一つは一九一七年三月エルツ

ベルガーが東部軍司令部におけるホフマン将軍と会見であり、この時ホフマン将軍はドイツ軍の戦況の見通しをあたえた。Max Hoffmann, Aufzeichnungen, Berlin

1929. I. p. 161-62 エプスタインの述べるところによる

と将軍はUボート作戦実施後もエルツベルガーが抱き続けたところの少しばかりの勝利の見込みをも破壊した。そして近い将来、交渉による講和を確保する絶対的必要性についてのエルツベルガーの信念を強化した。

Epstein, p. 165.

もう一つは同年六月、ルーデンドルフ将軍の腹心の部下バウエル大佐と交した会談である。この会談は六月十日と六月十九日の二回行われ、これについてエプスタインはエルツベルガーの未公刊の手記を利用して述べている。 Epstein, p. 186-87. それによるとバウエルはエルツベルガーに「ルーデンドルフはすでにUボート作戦による戦争の早期終結についての海軍側の楽天的な見解を共にしていない、その代りに冬期作戦を準備している。」と語り、協商側が軍需物資の補給において圧倒的優位にあると述べて、ドイツ軍需物資の急迫を陰鬱に描いて見せた。エルツベルガーはそれに対して「OHLは以前海相の楽天的見解をともにしているとの印象をあたえて国民を誤導した」と言つと、しかしバウエルはそれはそうだったと承認した。これについてはErzberger, Erlebnis im Weltkrieg, 1920. S. 252. にも述べられている。

(52) Epstein, p. 187-88.

(53) エルツベルガーは教皇の和平教書が一九一七年八月初

めに出されることについて事前に協力を求められていた。彼はスイスを訪問中五月二十七日にルツェルンで新しく任命されたミュンヘン駐在教皇外交使節パチュェリと会い、その後、再びパチュェリが教皇の和平教書についてベートマンと予備交渉のために来独した際、ミュンヘンで六月六日、ベルリンで六月二十六日に会った。彼は教皇の提示した和平条項については予め知っていたことをはつきりと否定しているが、和平のための教皇の何らかの行動がなされることをよく承知していた。(Erlebnis im Weltkrieg, S. 274). 又彼の友人の中央党議員ミューラトフルダの語ったところによると、エルツベルガーはミュラーに七月二日、「教皇教書に言及し、無併合に賛成する帝国議会決議を通過させて教皇教書を支持することが目下の急務である」と語った。

- (54) エルツベルガーは中央党左派の指導者として、その支持基盤はカソリック系の労働者農民にあつた。それ故彼の見解の変化には経済状況食糧事状の悪化に伴う労働者農民の窮迫が考えられる。彼のこの変化が行動として現れた七月六日の彼の歴史的演説を、エルツベルガーが正確に判断していたカソリック系労働者の雰囲気を与えるものであつたとローゼンベルクは書いている。 Rosen-berg, S. 147.

- (55) Erzberger, Erlebnis, S. 267. Epstein, p. 189-

190.

- (95) Carl Schroske, German social Democracy 1905-1917. (1955) におけるこの間の事情は見事に叙述されている。そして戦時中に生じたSPDの分裂も戦前の党内のこの問題をめぐつての論争の当然の帰結として描かれている。

- (57) 例えば開戦当初の八月四日のSPDの声明 (A. J. Berlau. The German Social Democratic Party 1914-21. p. 75).

- (58) エルフルト綱領にも明記せられておる (W. Mommsen, Parteiprogramme, S. 351) 戦争下における政府をSPDが批判した第一の論点はこれに存した。p. 112 以下。

- (96) Protokoll der Sitzung des Parteausschusses am 26. Juni 1917. im Reichstag.

- (99) Rosenberg, S 136-37. F. Fischer, S. 421.

- (19) Ph. Scheidemann, Der Zusammenbruch, 1921. S. 160. シャイデマンのこの手記によると、この会見は六月二十七日となつてゐるSPDの指導者、ダヴィッドの記録 (E. David. Kriegstagebuch) によると六月二十六日であり、E・マティアスによるD・I・Aの序文によつて、ここでは六月二十六日としておく。

- (92) この覚書の原文はScheidemann, Zusammenbruch

S. 161-67 に再録されてゐる。

(63) E. David. Kriegstagebuch, 30. 6. 1917, D. I. A.

XXVI.

(64) Scheidemann, Zusammenbruch, S. 82.

(65) この会見における各政党代表の出席者は、保守党はマ
ヘンタールプ (Westarp) とロージツッケ (Rösicke).
SPD はダヴィード、シャイデマン、進歩人民党はパ
イアー (F. Payer). ヌーヴェ (H. Dove). シノーラー
＝マイニンゲン (E. Müller-Meinigen) 中央党はシ
ュペーン (P. Spahn) とヘルツベルガーである。

(66) ダヴィードのこの判断はいささか我田引水すぎるかも
しれない。例えばシャイデマンの記すところによると、
七月一日彼はパイアーと会つたが、その時パイアーは無
賠償、無併合講和方式を宰相に強要することに賛成しな
かつた。それに対してシャイデマンはパイアーに「宰相
はSPDの講和方式に賛成なのだが、この方式を表明す
ることが賢明なのかどうかの懸念を示しているのだとの
印象を私は抱いている」と語つてゐる。Scheidemann,
Zusammenbruch, S. 81-84.

(67) David, Kriegstagebuch, 12, 7, 1917, シャイデマ
ンもこの会見の状況を次の如く伝えている。「熱烈に待
望された講和締結の問題に関して、『私が高く評価して
いる宰相が明白にでも出現するなら、講和もより容易に

帝国議会多数派の成立と七月危機

なつてゐるであらう、事態がよりよくなつてゐるだらう
と思ふ』と私が冷静に述べたとき、宛も広間を横切つ
て、一つの幻影が横切つたかの如く、政府の代表者は私
を凝視した。」Scheidemann, S. 84.

(68) Karl Helfferich; Der Weltkrieg, 1919. S. 437.

(69) edenda, S. 439.

(70) Frankfurter Zeitung. 6. 7. 1917. 1. Morgen-
blatt. D. I. A. XXVII

(71) Preussische Jahrbuch, Bd. 196, 1917, S. 156.
この声明は F. Meinecke, Politische Schriften
und Reden, Werke II, 1958. S. 194 に再録されてゐ
る。

(72) Frankfurter Zeitung, 5. 7. 1917, 2. Morgen-
blatt. D. I. A. XXVIII.

(73) 多数派形成へと成熟しつつあるかのような状況におい
て、そのための試金石とも言うべき戦争目的問題にイニ
シャティヴを取つたのはエルツベルガーであつた。その
点において多数派形成のために彼の果たした功績は認める
べきであらう。その日の午前中に開かれた、予算委員会
に属してゐる中央党議員との予備討議において彼は「汎
ドイツ同盟の野蛮な戦争目的に反対し、戦争勃発当初
の、征服戦争ではないとの声明に立戻つて、帝国議会の
可能な限り統一的な声明を出し、それによつて広汎な民

衆の人心を強化しようとの計画」を述べ (Erzberger, Erlebnis, S. 253). 更に「政府の従来の戦争目的の基本的方針に帝国議會はもはや参加できない、反つて戦争を政治的外交的方法で終結させるよう試みねばならぬ。」と語つてゐる。(Erzberger, S. 253).

(74) Erzberger, Erlebnis, S. 255.

(75) エルツベルガーは七月三日の彼の演説が生み出した状況について次の如く語つてゐる、「この状況が進歩人民党をして、中央党、国民自由党、社会民主党と共に討議して解決を導き出そうと決意させた」(Erlebnis, S. 255.)。進歩人民党は以前から多数派の共同行動の意向を有してゐた。しかし、エルツベルガーの行動がはつきりと多数派形成のための現実的行動へと直接の衝撃をあたえたことは争えない。Cf. Nachlass Erzberger 5.

(76) Nachlass Südekum, 63. D. I. A., XXXII.

(77) D. I. A. XXXIII. Cf. T. Heuss, Friedrich Naumann, 1949. S. 383.

(78) D. I. A. XXXIII.

(79) SPDのカンリック政党である中央党への一般的不信感は言うまでもない。又、エルツベルガーは変り身の早い無節操な政治家として一般に考えられていた。Estein, p. 150.

(80) D. I. A. XXXII.

(81) edenda, XXXII.

(82) edenda, XXXII, Erzberger, Erlebnis, S. 255.

(83) J. v. Brecht, Der Deutsche Reichstag im Weltkrieg. 1926. S. 73. Epstein, p. 191.